

参考1 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 設置要綱

26 文都都第 572 号	区長決定	
一部改正 平成 27 年 3 月 26 日	部長決定	
一部改正 27 文都都第 97 号	平成 27 年 5 月 29 日	部長決定
一部改正 27 文都都第 203 号	平成 27 年 7 月 16 日	区長決定
一部改正 28 文都都第 27 号	平成 28 年 4 月 1 日	部長決定
一部改正 2022 文都都第 239 号	令和 4 年 10 月 7 日	部長決定
一部改正 2024 文都都第 1245 号	令和 6 年 11 月 26 日	部長決定
最終改正 2024 文都都第 1805 号	令和 7 年 3 月 31 日	部長決定

(設置)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 26 条第 1 項の規定に基づき、文京区バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)の実施に係る連絡調整を行うため、文京区バリアフリー基本構想推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の進行管理に関すること。
- (2) 基本構想の改定に関すること。
- (3) 基本構想に基づく重点整備地区別計画の改定に関すること。
- (4) その他区長が必要があると認めた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員 40 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体、高齢者団体等を代表する者
- (3) 公募区民
- (4) 関係行政機関
- (5) 施設管理者
- (6) 交通管理者
- (7) 関係事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要があると認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、特別な事情がある場合は任期を延長する

ことができる。

- 2 委員の再任は妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部長、福祉部長、都市計画部長、土木部長、企画政策部企画課長、企画政策部用地・施設マネジメント担当課長、福祉部福祉政策課長、福祉部障害福祉課長、都市計画部都市計画課長、土木部管理課長、土木部道路課長、土木部みどり公園課長及び教育推進部副参事(学校施設担当)の職にある者とする。

(意見聴取等)

- 第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則 この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

付則 この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

付則 この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

付則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和4年10月7日から施行する。

付則 この要綱は、令和6年11月26日から施行する。

付則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

参考2 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿

(敬称略)

No.	区分	所属	氏名		
1	学識経験者	岩手県立大学 名誉教授	元田 良孝		
2		東京大学大学院 工学系研究科 建築学専攻 准教授	松田 雄二		
3	区民	文京区視覚しょうがい者協会	吉田 美奈子		
4		文京区肢体障害者福祉協会	松井 幸子		
5		文京区聴覚障害者協会	高岡 正		
6		文京区肢体不自由児者父母の会	住友 孝子		
7		文京区家族会	雄川 千枝子		
8		文京区知的障害者（児）の明日を創る会	賀藤 一示		
9		高齢者団体	文京区高齢者クラブ連合会	本間 君枝	
10		商店街	文京区商店街連合会	寺澤 弘一郎	
11		町会	文京区町会連合会	上田 泰正	
12		地域員	文京区民生委員・児童委員協議会	佐古 陽子	
13		公募	－	鈴木 好美	
14		公募	－	谷中 匡子	
15		公募	－	柘植 直子	
16		公募	－	山本 司	
17		関係行政 機関	国	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 共生社会推進課長	平井 靖範
18			東京都	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通政策担当課長	荒井 大介
19	施設 管理者	国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課 建設専門官	菊池 信久	
20		都道	東京都 建設局 第六建設事務所 補修課長	藤木 健太郎	
21		都立公園	東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長	五十嵐 純	
22	交通 管理者	警視庁	富坂警察署 交通課長	中藤 大樹	
23			大塚警察署 交通課長	青木 政博	
24			本富士警察署 交通課長	秋田 恵	
25			駒込警察署 交通課長	三浦 秀一郎	
26	交通 事業者	地下鉄	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	倉本 広太郎	
27			東京都 交通局 総務部 技術調整担当課長	近藤 琢哉	
28		都営バス	東京都 交通局 自動車部 事業改善担当課長	内山 琢矢	
29		区コミュニティバス	日立自動車交通株式会社 運行部	坂口 央	
30	関係事業者	医療法人社団 龍岡会 高齢者あんしん相談センター本富士センター長	中谷 伸夫		

参考3 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 幹事名簿

(敬称略)

No.	所属	氏名
1	文京区企画政策部長	新名 幸男
2	文京区福祉部長	鈴木 裕佳
3	文京区都市計画部長	鵜沼 秀之
4	文京区土木部長	小野 光幸
5	文京区企画政策部企画課長	川崎 慎一郎
6	文京区企画政策部用地・施設マネジメント担当課長	岡村 健介
7	文京区福祉部福祉政策課長	篠原 秀徳
8	文京区福祉部障害福祉課長	永尾 真一
9	文京区都市計画部都市計画課長	真下 聡
10	文京区土木部管理課長	橋本 淳一
11	文京区土木部道路課長	村岡 健市
12	文京区土木部みどり公園課長	高橋 彬
13	文京区教育推進部副参事（学校施設担当）	内山 真宏

参考4 検討経緯

会議名等	主な検討内容
第1回文京区バリアフリー基本構想推進協議会 令和7年5月9日(金)	(1)文京区バリアフリー基本構想改定方針について (2)アンケート調査・地域懇談会の実施について
アンケート調査(区民/障害者・高齢者団体) 令和7年5月～6月	アンケート形式による区内の主要施設や交通施設等の利用状況、満足度、具体的な課題の把握・分析
地域懇談会(5地区) 令和7年6月26日(木)	意見交換による各重点整備地区の主要施設や交通施設等の利用状況、利用しやすさ、具体的な課題の把握・分析
第2回文京区バリアフリー基本構想推進協議会 令和7年9月2日(火)	(1)特定事業等の進捗及びアンケート調査等の結果について (2)各種調査結果を踏まえた改定方針について (3)生活関連施設・生活関連経路の追加について (4)移動等円滑化に向けた配慮事項の更新について
心のバリアフリーの取組 令和7年11月2日(日)	文京総合福祉センター祭りにおける啓発活動の実施及び意見収集 ・心のバリアフリーの木をつくろう ・障害疑似体験
第3回文京区バリアフリー基本構想推進協議会 令和7年11月4日(火)	(1)旧基本構想の最終評価(案)について (2)改定基本構想(素案)について
パブリックコメント 令和7年12月5日(金)～ 令和8年1月5日(月)	バリアフリー基本構想(素案)の公表・意見収集
第4回文京区バリアフリー基本構想推進協議会 令和8年1月23日(金)	(1)改定基本構想(案)について (2)次年度の進め方について

※各協議会前に推進委員会を実施(検討内容は協議会と同様)

参考5 アンケート調査

<実施概要>

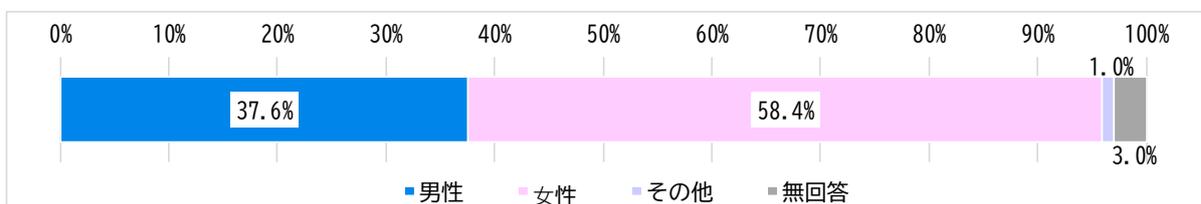
区分	区民アンケート調査	障害者・高齢者団体アンケート調査
対象者	住民基本台帳を基に無作為抽出した区内在住者（満18歳以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族会 ・ 高齢者クラブ連合会 ・ 肢体障害者福祉協会 ・ 肢体不自由児者父母の会 ・ 視覚しょうがい者協会 ・ 知的障害者（児）の明日を創る会 ・ 聴覚障害者協会
調査方法	郵送配付（1,000票）・郵送回収	メール配布
回答方法	①返信用封筒にて郵送 ②Web上の回答フォーム	メール回収
回答数	298票（回答率：29.8%）	7団体（回答率：100%）
調査期間	令和7年5月～6月	令和7年5月～6月
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道駅（地下鉄）の状況 ・ 都営バスの状況 ・ コミュニティバス「B-ぐる」の状況 ・ タクシーの状況 ・ 道路の状況 ・ 横断歩道の状況 ・ 信号機の状況 ・ 施設の状況 ・ 情報バリアフリーについて ・ 心のバリアフリーについて ・ 観光のバリアフリーについて ・ バリアフリーに関する自由意見 ・ 回答者属性 	左記の項目と同様 ※より具体的な内容を把握するため、回答方法を選択形式ではなく、自由記述形式を基本とした調査を実施

※文京総合福祉センター及び文京福祉センター湯島においてもWebアンケートへの回答を案内しましたが、回答は得られませんでした。

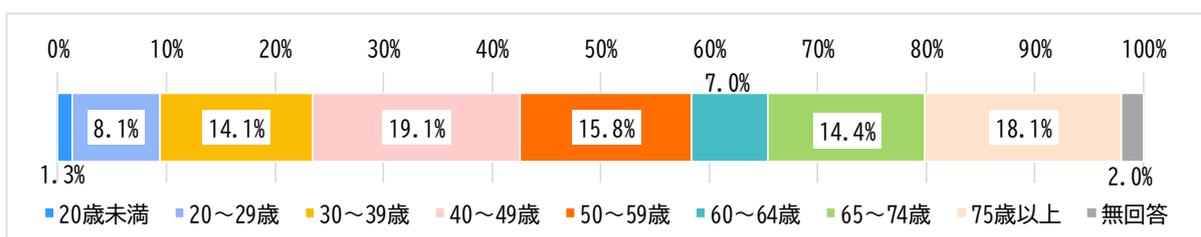
<区民アンケート調査の結果概要>

■ 回答者の属性

<性別>

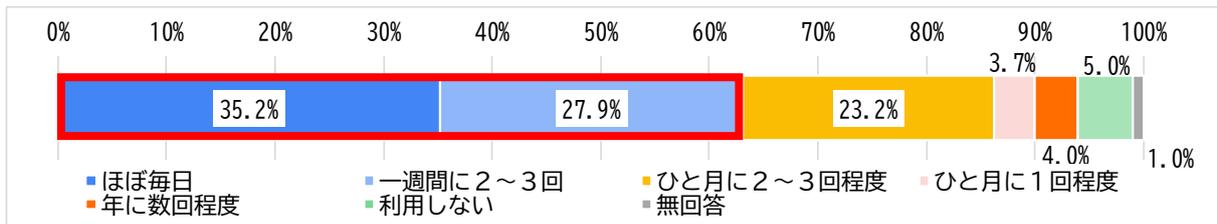


<年齢>

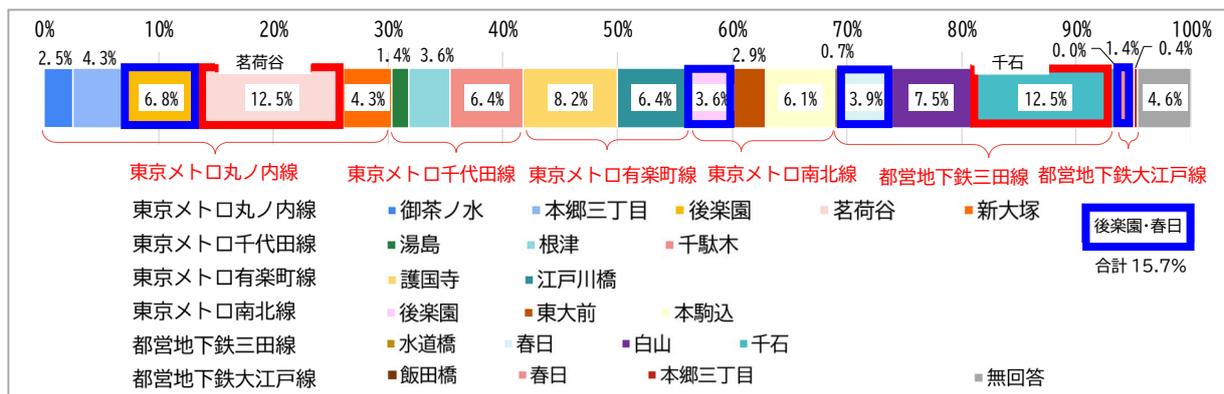


設問1 区内の【鉄道駅(地下鉄)】の状況について

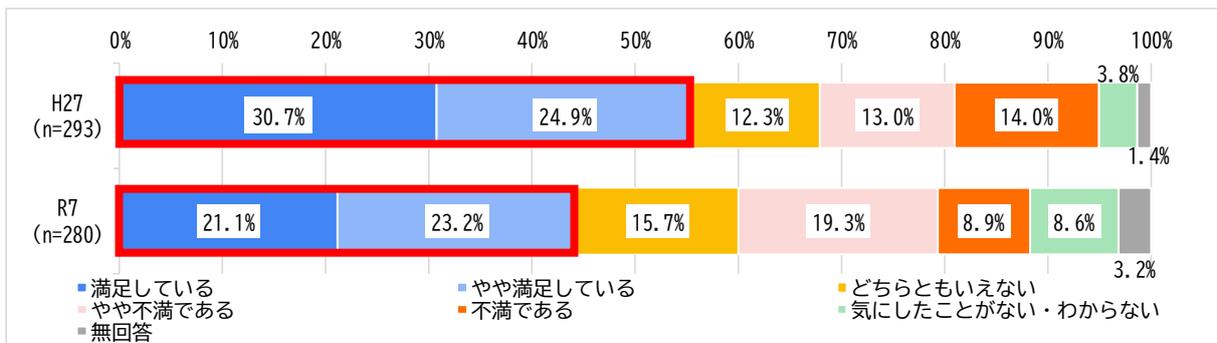
1) 鉄道にはどのくらい乗りますか(単一回答)。n=298



2) 区内で、最も利用する駅はどこですか(単一回答)。n=280



3) 2)で回答した駅の利用のしやすさ、案内や乗換のわかりやすさなどについて満足していますか(単一回答)。

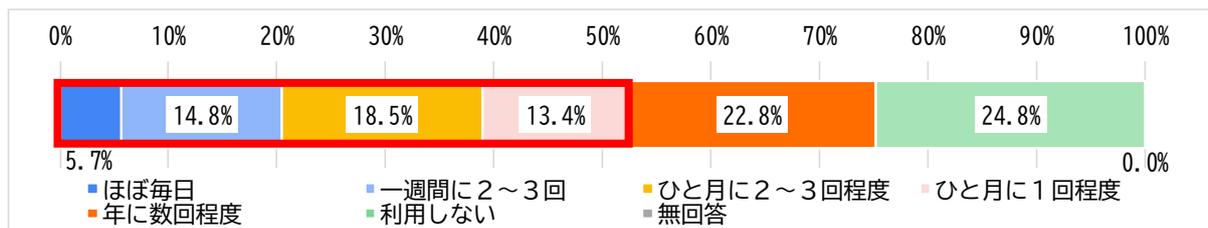


回答の傾向

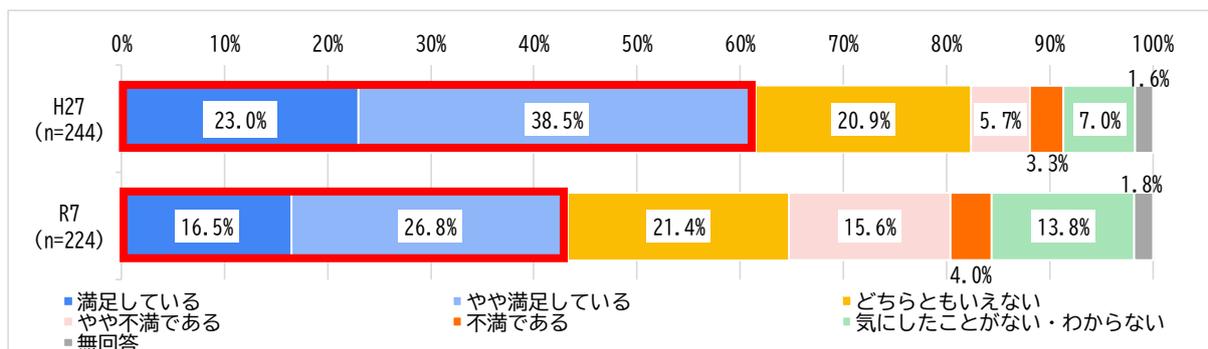
- ・回答者の6割以上が週に2~3回以上と日常的に地下鉄を利用している。
- ・後樂園・春日、茗荷谷、千石の駅利用者が比較的多い。JR(区外)との乗換駅である御茶ノ水・水道橋・飯田橋で地下鉄を利用している人は比較的小さい。丸ノ内線と都営三田線の利用が多い。
- ・回答者の4割以上が駅の利用しやすさ、わかりやすさに満足している。
- ・10年前と比較すると満足していると答えた回答者は、11.3%減少した。

設問2 区内の【都営バス】の状況について

1) 都営バスにはどのくらい乗りますか(単一回答)。n=298



2) 都営バスについて、バリアフリーの視点から、乗り降りのしやすさ、案内のわかりやすさなどについて満足していますか(単一回答)。

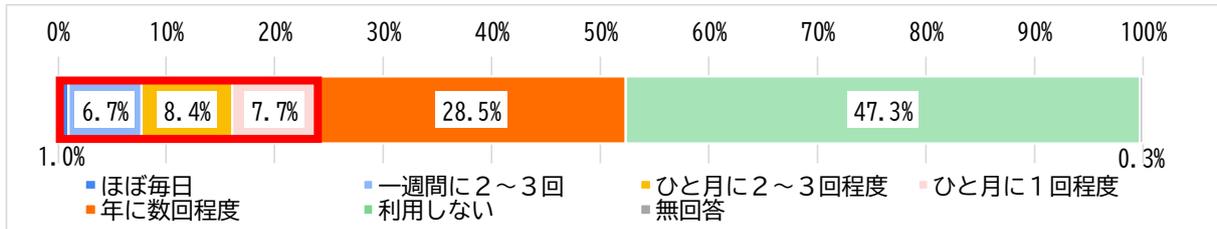


回答の傾向

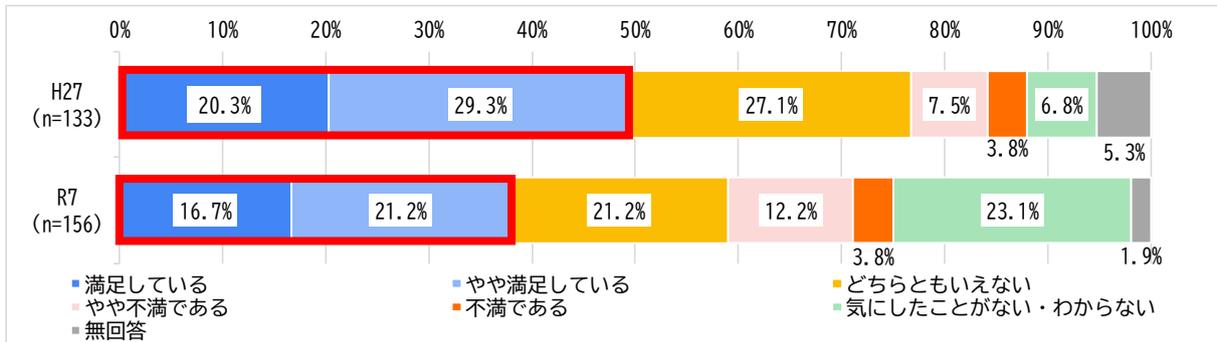
- ・回答者の半数以上が月に1回程度以上都営バスを利用しており、週2~3回程度以上の日常利用は2割程度である。
- ・回答者の4割以上が都営バスの乗り降りのしやすさ、わかりやすさに満足している。
- ・10年前と比較すると満足していると答えた回答者は、18.2%減少した。

設問3 区内の【コミュニティバス「Bーぐる」】の状況について

1)コミュニティバス「Bーぐる」にはどのくらい乗りますか(単一回答)。n=298



2)コミュニティバス「Bーぐる」について、バリアフリーの視点から、乗り降りのしやすさ、案内のわかりやすさなどについて満足していますか(単一回答)。

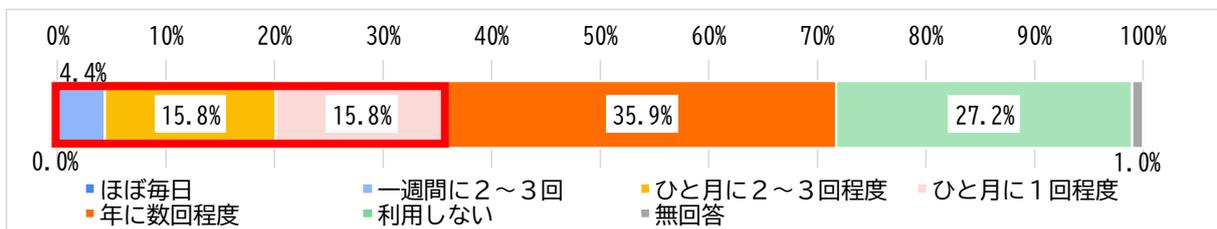


回答の傾向

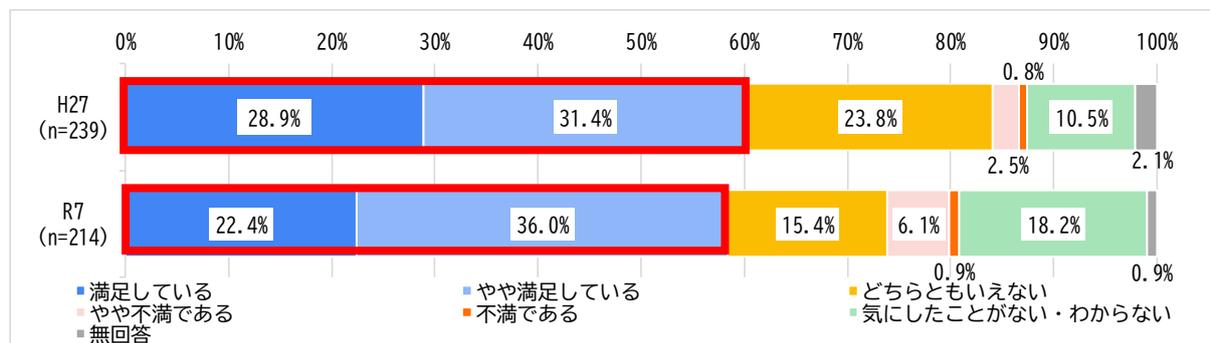
- ・回答者の2割以上が月に1回程度以上Bーぐるを利用しており、週2~3回程度以上の日常利用は約8%である。
- ・回答者の4割程度がBーぐるの乗り降りのしやすさ、わかりやすさに満足している。
- ・10年前と比較すると満足していると答えた回答者は、11.7%減少した。

設問4 区内を運行する【タクシー】の状況について

1)タクシーにはどのくらい乗りますか(単一回答)。n=298



2) タクシーについて、バリアフリーの視点から、利用しやすさについて満足していますか(単一回答)。



回答の傾向

- ・回答者の3割以上が月に1回程度以上タクシーを利用しており、週2～3回程度以上の日常利用は約4%である。
- ・回答者の半数以上がタクシーの利用しやすさに満足している。
- ・10年前と比較すると満足していると答えた回答者は、どちらも6割程度である。

■公共交通に関する主な意見

鉄道について

- ・階段・エスカレーター: 階段が多い/エスカレーターが上下両方に設置されているのが良い
- ・エレベーター: 設置場所が分かりにくい/数が少ない/本当に必要な人が使えない
- ・案内: 駅員が少ない、声掛けがない/乗換案内や運行状況の表示が分かりにくい/多言語対応が不足している
- ・その他: 可動式ホーム柵やホームドア、トイレが整備されて安心

都営バスについて

- ・乗降: 歩道から離れてバスが停まると、乗降が大変/バスの傾き停車(ニーリング)が良い
- ・停留所: 雨天時の屋根付きスペースや座れる場所が少ない/案内表示が分かりにくい
- ・対応: 車いすの人にも運転手さんが手厚く対応/ベビーカーを固定する前に発車される

コミュニティバス「Bーぐる」について

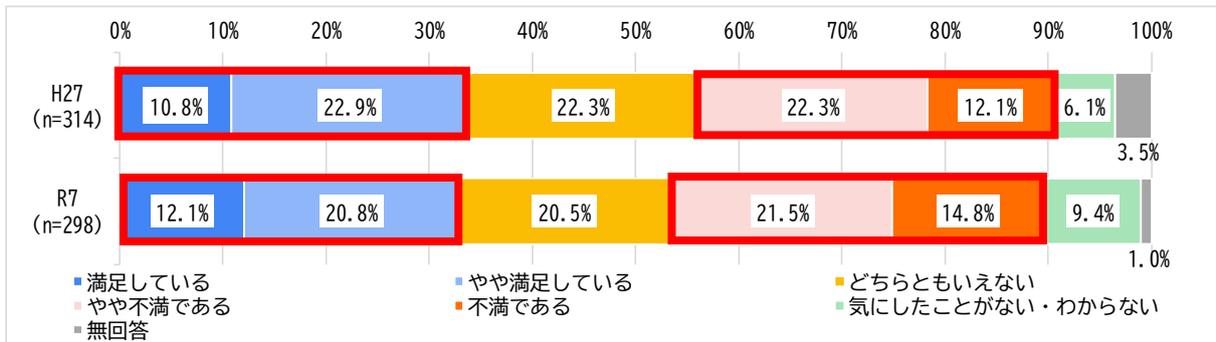
- ・停留所: バス停がどこにあるのかわかりにくい/バス停に屋根がない
- ・車両: 車内が小さく、混雑時はベビーカーや車いすでの乗車が困難

タクシーについて

- ・車両: アプリの普及で予約車が多く流しの車が見つからない/車が大きくなった
- ・対応: 以前より親切な対応が増えた/荷物やベビーカー、車いすの移動を手伝ってほしい

設問5 区内の【道路】の状況について

1)ふだんまちを利用して、区内の【道路】について、バリアフリーの視点から、歩きやすさに満足していますか(単一回答)。

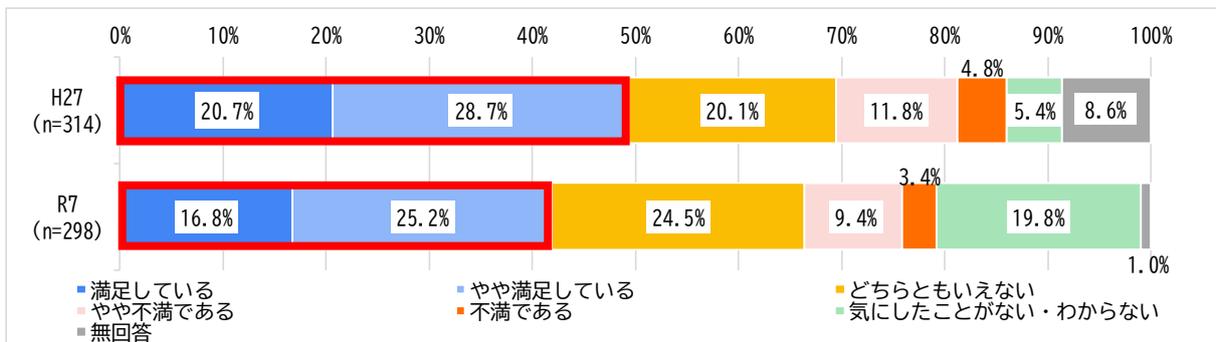


回答の傾向

- ・道路への満足度は、満足している人と不満がある人がいずれも回答者の1/3程度である。
- ・10年前と比較すると全体的に満足度合いの傾向が変わらない結果となった。

設問6 区内の【横断歩道】の状況について

1)ふだんまちを利用して、区内の【横断歩道】について、バリアフリーの視点から、安全性やわかりやすさに満足していますか(単一回答)。



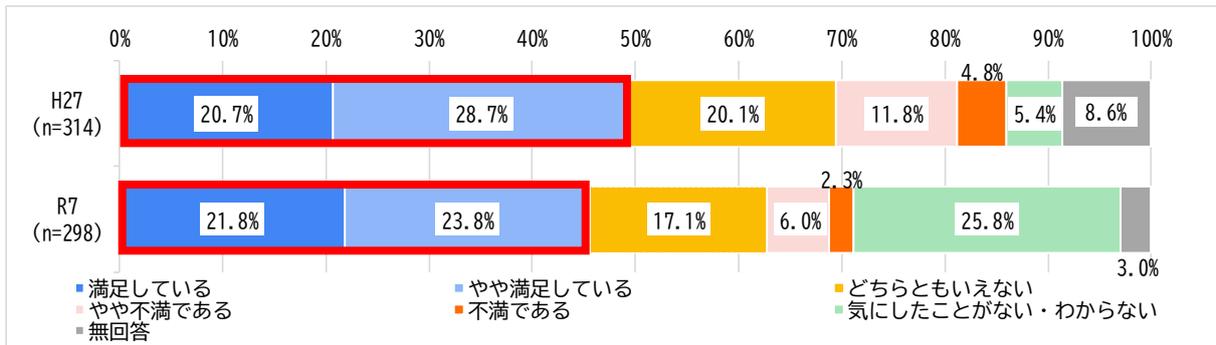
回答の傾向

- ・回答者の4割以上が横断歩道の安全性やわかりやすさに満足している。
- ・10年前と比較すると満足していると答えた回答者は、7.4%減少した。

※H27 調査は「横断歩道」「信号機」を併せた設問としていた。

設問7 区内の【信号機】の状況について

1)ふだんまちを利用して、区内の【信号機】について、バリアフリーの視点から、安全性やわかりやすさに満足していますか(単一回答)。



回答の傾向

- ・回答者の4割以上が信号機の安全性やわかりやすさに満足している。
- ・10年前と比較すると気にしたことがない・わからないと答えた回答者の増加が顕著であり、20.4%増加した。

※H27 調査は「横断歩道」「信号機」を併せた設問としていた。

■道路や横断歩道、信号機に関する主な意見

道路について

- ・道路のひび割れや凹凸が目立ち、水が溜りやすく劣化している
- ・自転車のスピードが速く、歩道を走るため危険、利用者のマナー向上が必要
- ・10年前に比べて視覚障害者誘導用ブロックや自転車専用通行帯が増えた
- ・ベビーカーでは歩きにくい

横断歩道について

- ・横断歩道が薄く、消えかかっている
- ・歩きスマホなど歩行者マナーが悪い
- ・視覚障害者対応としてエスコートゾーンの整備が必要

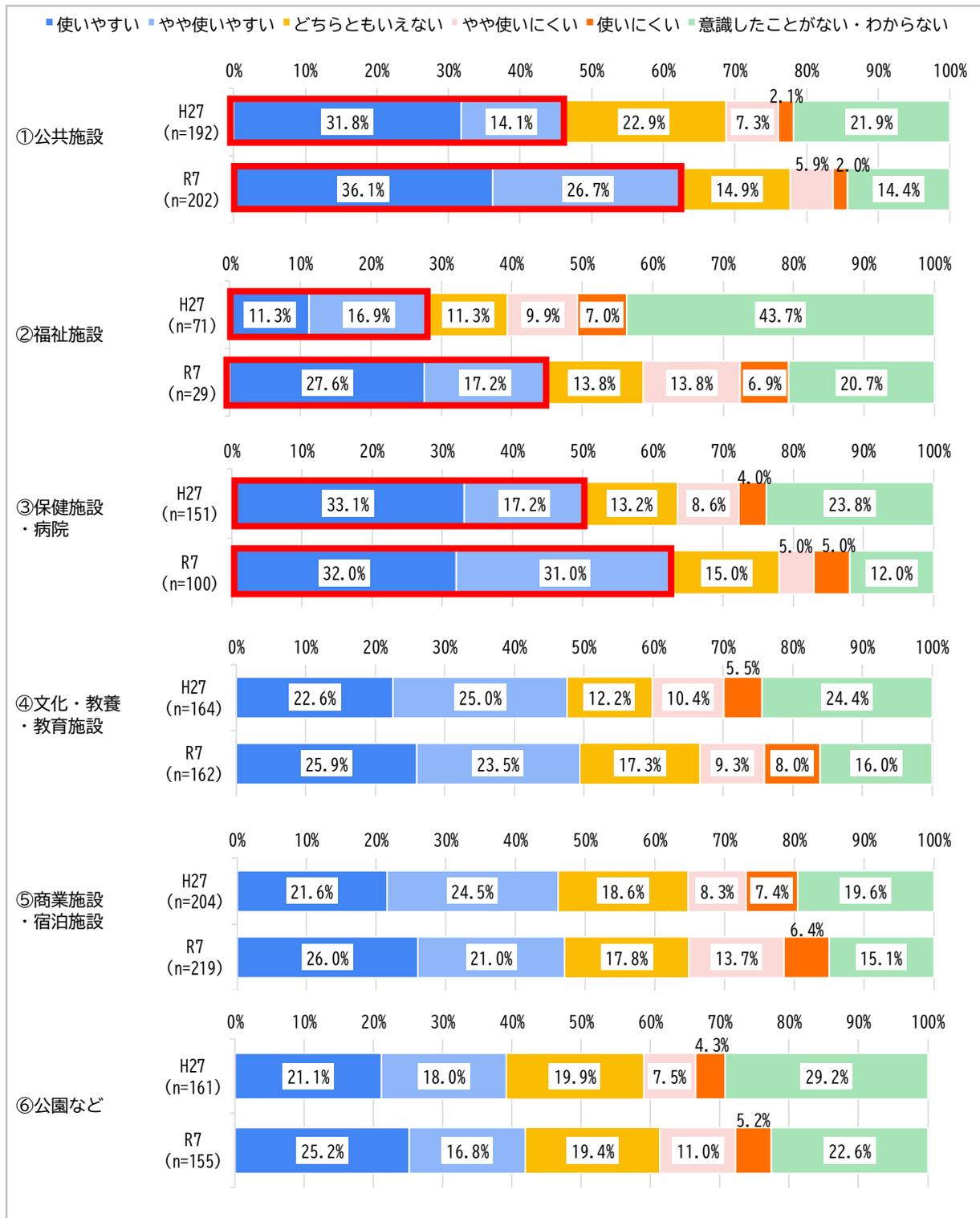
信号機について

- ・音響式信号機の音が小さく数が少ない
- ・青信号の時間が短すぎる、渡り切れない
- ・経過時間表示式信号機の設置が必要
- ・バリアフリーに配慮した信号機が増えた

設問8 区内の【施設】の状況について

1)区内の【不特定多数の人が利用する主要な施設】は、高齢者・障害者などをはじめ、妊産婦や乳幼児連れ、けが人などさまざまな人にとって使いやすいと感じますか。あなたがよく利用する施設について、その施設の使いやすさやご意見をお答えください(単一回答)。

●バリアフリーの視点からの使いやすさについて



回答の傾向

- ・R7では、施設の使いやすさについて、すべての施設カテゴリで使いやすいとの回答が最も多く4割程度以上となる。なかでも、公共施設、保健施設・病院は特に多く、6割以上が使いやすいと回答した。
- ・公共施設、福祉施設、保健施設・病院は10年前と比較すると使いやすいと答えた回答者が1割以上増加した。

■特に利用者の多い施設(10件以上)

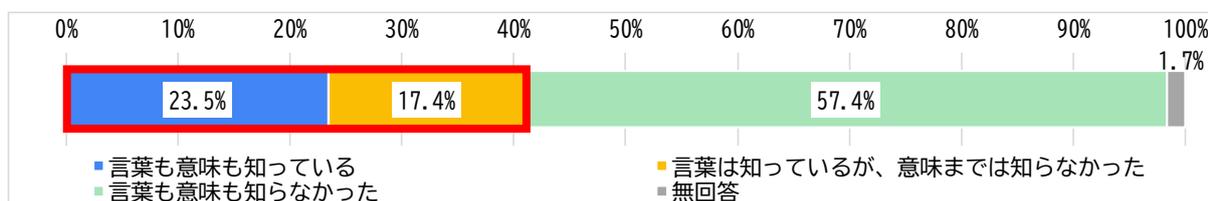
公共施設(窓口・集会)	文京区役所(シビックセンター)
保健施設・病院	日本医科大学付属病院/順天堂大学医学部附属順天堂医院/東京大学医学部附属病院
文化・教養・教育施設	根津図書室/小石川図書館/千石図書館/東京ドーム/文京スポーツセンター
商業・宿泊施設	オリンピック白山店/クイーンズ伊勢丹小石川店/ドン・キホーテ後楽園店/ラクア/文京グリーンコート
公園など	教育の森公園/江戸川公園/小石川後楽園/小石川植物園/大塚公園/肥後細川庭園/目白台運動公園/六義園

■区内の施設に関する主な意見

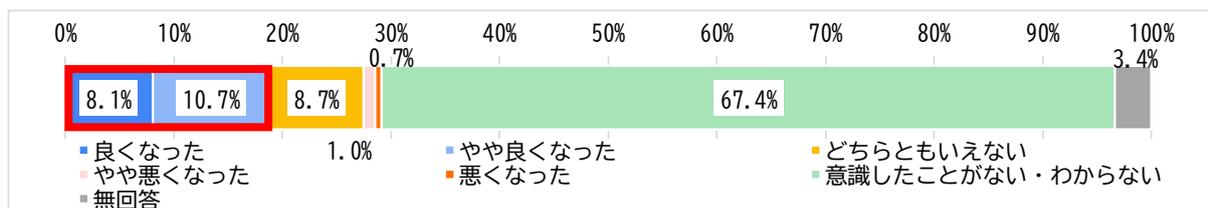
- ・古いが、車いす使用者用トイレやエレベーターなどの設備は整っている(公共施設)
- ・案内表示が少なく施設内がわかりにくい(病院)
- ・階段しかなく、足の不自由な児童などは利用できない(福祉施設)
- ・施設が古く、通路やトイレなど車いすには狭い(図書館)
- ・エレベーターの優先利用が守られていない(商業施設)
- ・車止めの間をベビーカーでは通りにくい(公園施設)

設問9【情報バリアフリー】について

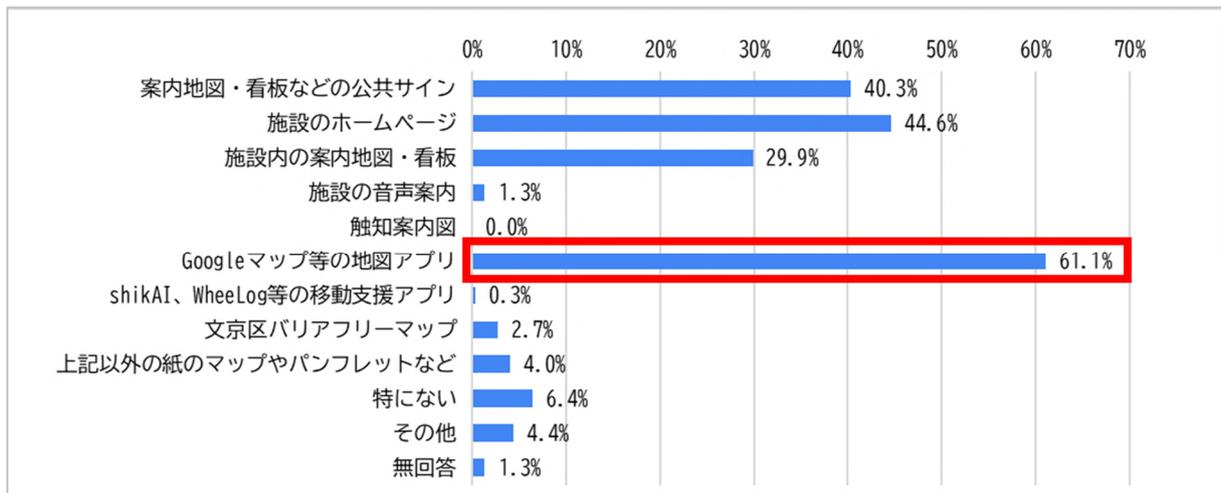
1)「情報バリアフリー」について知っていましたか(単一回答)。 n=298



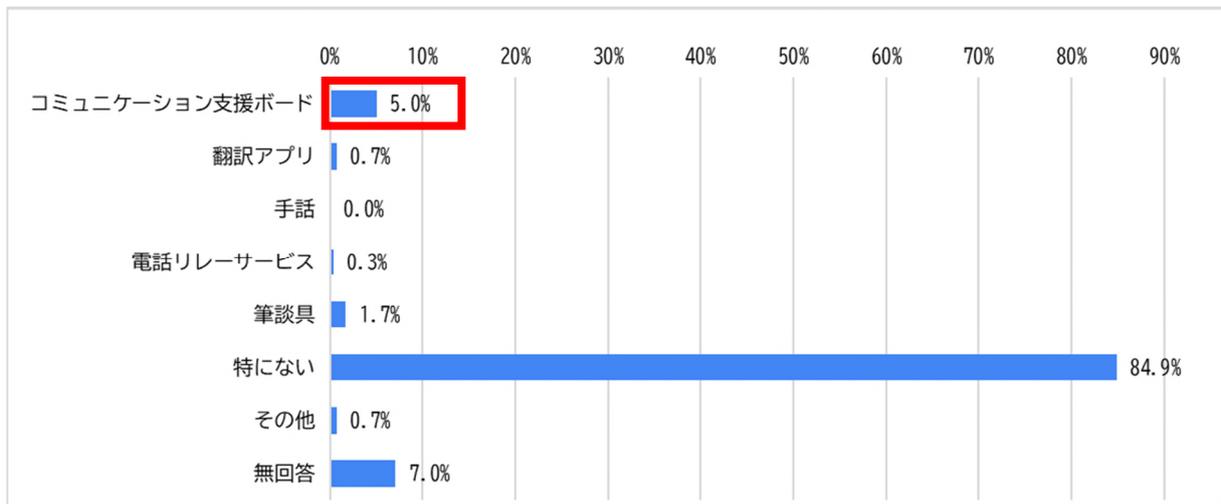
2)区内を移動したり駅や施設、公園等を利用する際の「情報バリアフリー」について、10年前と比較して良くなったと思いますか(単一回答)。 n=298



3) 区内での移動経路や施設の情報を取得する際の手段は何ですか(複数回答)。n=298



4) 施設利用等で使用するコミュニケーションツールは何ですか(複数回答)。n=298



回答の傾向

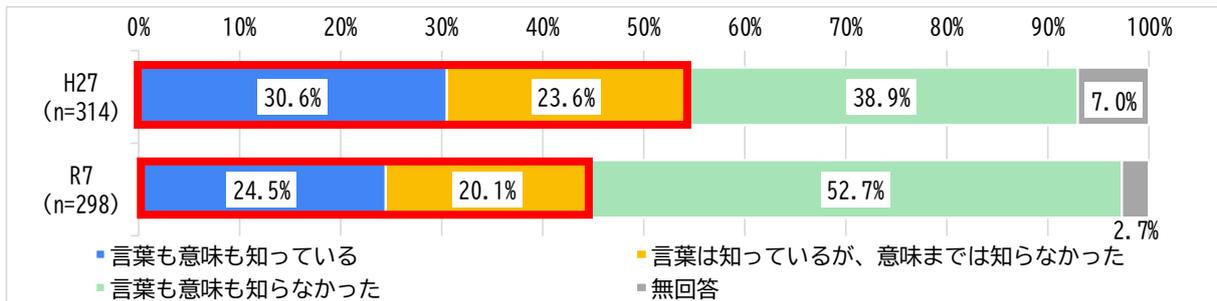
- ・回答者の4割以上が情報バリアフリーの言葉を知っていると回答した。
- ・回答者の2割程度が情報バリアフリーの10年前との比較について良くなったと回答した。
- ・移動経路や施設の情報を取得する際の手段は、Google マップ等の地図アプリが最も多く、6割程度となっている。
- ・施設利用等で使用するコミュニケーションツールは、特にないを除くと、コミュニケーション支援ボードが最も多く、5.0%となっている。

■情報バリアフリーに関する主な意見

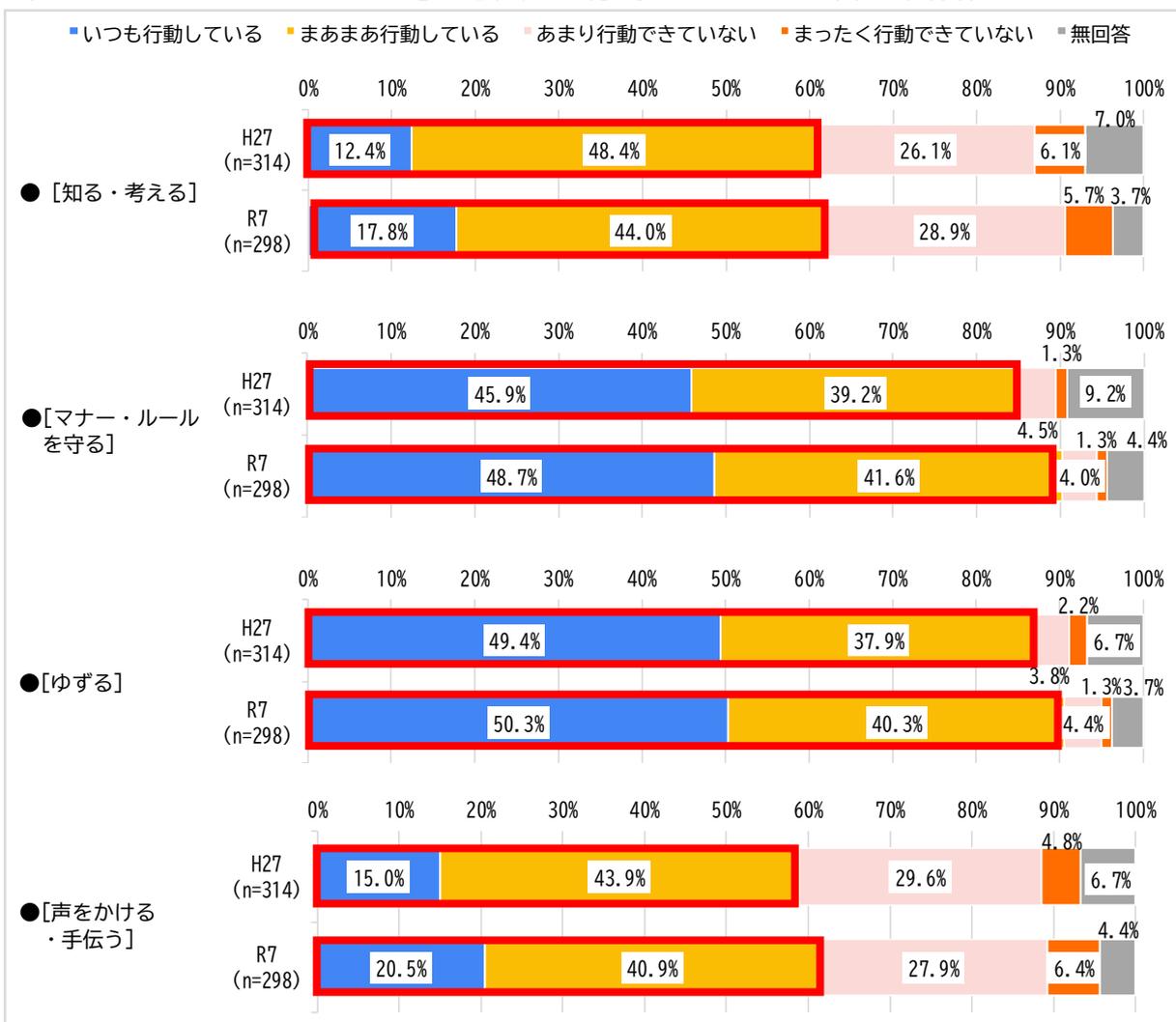
- ・施設のバリアフリー情報を事前にスマホで簡単に取得できるとよい
- ・車いす利用などの人の目線に合わせられる案内板も必要
- ・乗り継ぎ駅でのベビーカー移動がスムーズにいくよう駅に目立つ案内がほしい

設問10 【心のバリアフリー】について

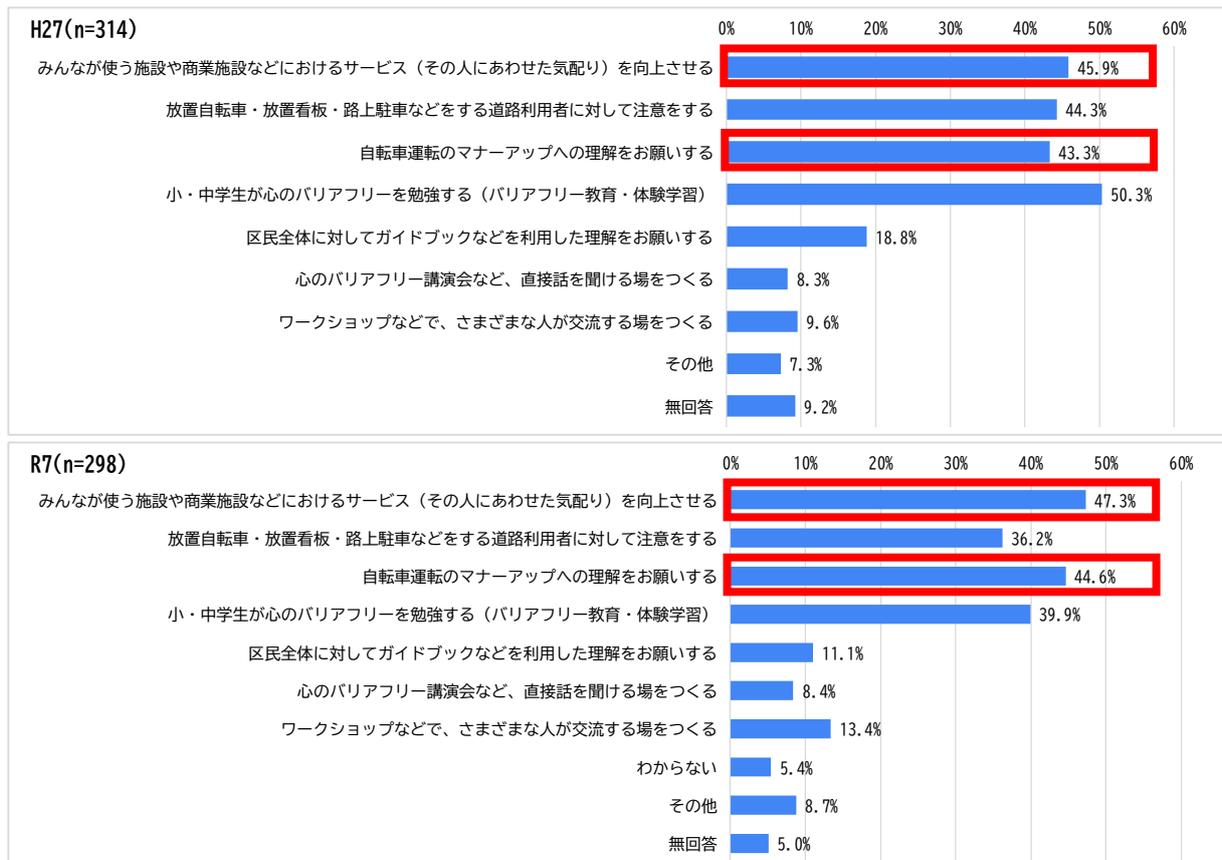
1) 同封する資料(心のバリアフリーって何だろう?)を読んでお答えください。「心のバリアフリー」について知っていましたか(単一回答)。



2) あなたは「心のバリアフリー」を意識して行動していますか(単一回答)。



3)区全体で「心のバリアフリー」を進めるためには、どのような取組みが必要だと思いますか(複数回答)。



回答の傾向

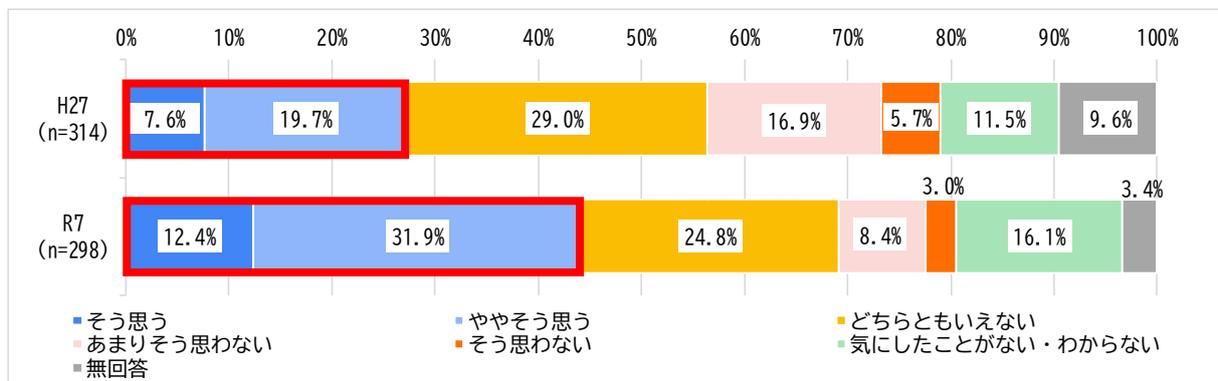
- ・回答者の4割以上が心のバリアフリーの言葉を知っていると回答した。
- ・10年前と比較すると、心のバリアフリーの言葉を知っていると答えた回答者が9.6%減少した。
- ・10年前と同様に、知る・考える、声をかける・手伝う行動について、回答者の約6割が行動している。また、マナー・ルールを守る、ゆずる行動について、回答者の約9割が行動している。
- ・10年前と同様に、4割以上の回答者が施設におけるサービスの向上や、自転車へのマナー周知を必要としている。

■心のバリアフリーに関する主な意見

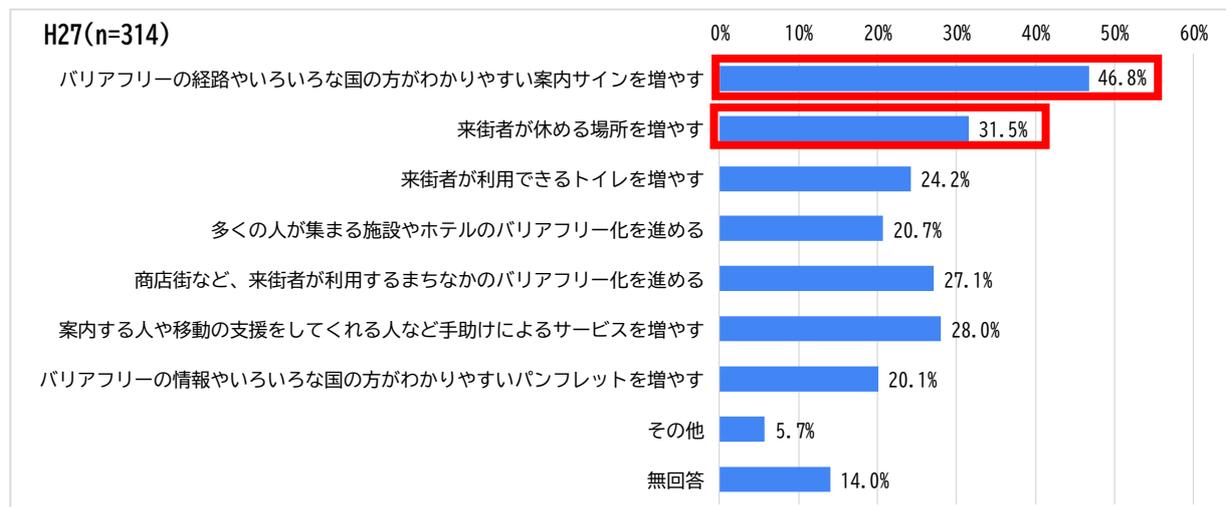
- ・自転車マナーに関して啓発活動をしてほしい
- ・ヘルプマークだけだと何に困っているかわからないので、声もかけにくい
- ・周りからは一見普通に見えても、自分が抱えている精神障害は理解してもらいにくく、困っている状況をわかってもらうのが難しい
- ・お節介にならないかと思い、ためらう
- ・区民にまだまだ心のバリアフリー、マナー、ルールが行き渡っていない

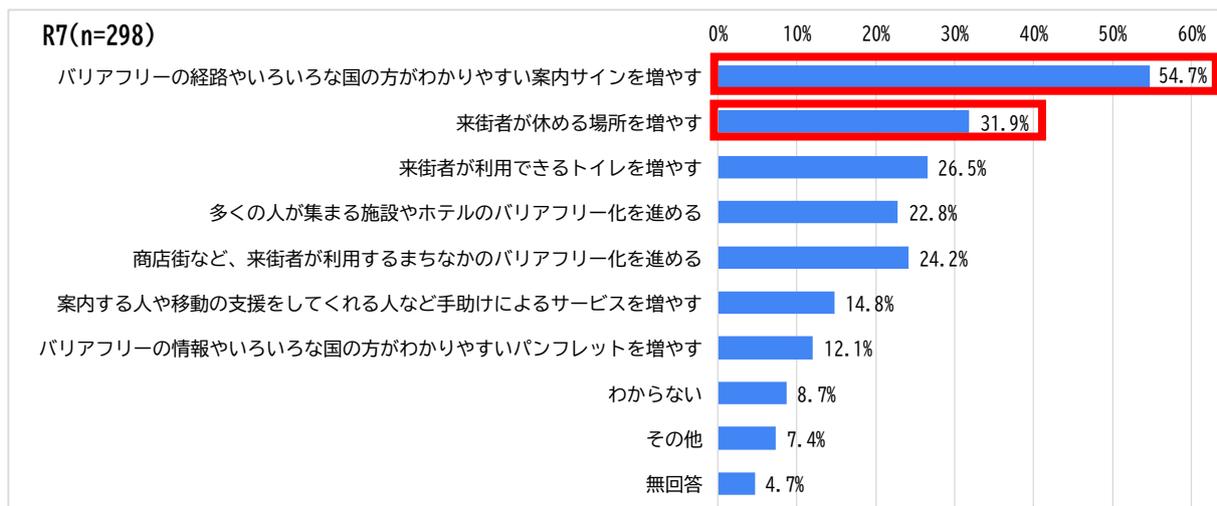
設問11 【観光のバリアフリー】について

1)区内は、高齢者・障害者・外国人などを含めたさまざまな来街者(観光などで来た人)にとってわかりやすく、安心して楽しめるまちになっていると思いますか(単一回答)。



2)区の観光のバリアフリーを進めるためには、どのような取組みが必要だと思いますか(3つまで選択可)。





回答の傾向

- ・回答者の4割以上が、区内は来街者にとってわかりやすく安心して楽しめると回答した。
- ・10年前と比較すると、区内は来街者にとってわかりやすく安心して楽しめると回答した割合は17.0%増加した。
- ・必要な取組としては案内サインの整備を挙げる人が半数以上と最も多く、10年前と比較すると7.9%増加した。次いで、10年前と同様に、休める場所の整備を挙げる人が3割程度であった。

■その他、バリアフリー全般に関する主な自由意見

- ・バリアフリーの内容をもっと区民に広めてほしい
- ・車いすで利用できるトイレがもう少し増えるとよいのではないかと思う
- ・歩行者の多い道路では自転車専用通行帯を増やし、もう少し歩道を走行する自転車が減るとよりバリアフリーになるのではないかと思う
- ・視覚障害者誘導用ブロックのない道路や舗装が凹んでいる道路、音響式信号機がない交差点は、家族としても不安が大きい
- ・エレベーターは、ベビーカーの人や杖を持つ人が優先して乗れるようにした方がいいと思う(健常者はエスカレーターor 階段)

<障害者・高齢者団体アンケート調査の結果概要>

団体名	意見内容
家族会	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅の窓口に駅員がいなくなったので不便を感じる。 ・青信号の長さが短いと感じる時がある。 ・高齢者や障害者にとって移動中に少しでも休める場所がほしい。 ・高齢者の自転車利用について時々危険を感じる、ぶつけられたことがある。
高齢者クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・都営地下鉄三田線はバリアフリー化が進んでない。 ・鉄道駅にエレベーターはできたが、近くにないことが多い。
肢体障害者福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> ・小石川では、コンビニやスーパーなどの入口前に段差があり、車いすなどの人が利用出来ない。 ・歩道と車道との間の側溝は、格子の目が細くなり、杖がはまる事がなくなった。 ・最近、障害者と健常者の共生社会について、学生が中心となり1日間の体験実習を行った。障害者団体と東京法務局が協賛となり、各障害者を招いた催し物に先日参加した。心のバリアフリーに関して、とても良い取り組みであり、普及してほしい。
肢体不自由児者父母の会	<ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ多くのバス停にベンチや屋根を設置してほしい。 ・バス停でバスが停車した時、車両と歩道が離れていると乗り降りがしにくい。 ・不忍通りの歩道が狭い。狭い道に電柱がある場所も車いす使用者や体の不自由な人は、通行が不便である。 ・ヘルプマークを使用している人も増えたため、今後障害者の理解を進めていく事も大切である。
視覚しょうがい者協会	<ul style="list-style-type: none"> ・エスカレーターに誘導チャイムではなく、上り・下りのアナウンスがあれば、迷うことが少なくなる。 ・駅構内で駅員さんを見つけることは困難である。 ・全てのバス停留所に屋根が欲しい。 ・ある日突然、歩車道の段差が無くなったことに気づき、一瞬危険を感じた。 ・エスコートゾーンが損傷したままの場所がいくつかあり、危ない。
知的障害者(児)の明日を創る会	<ul style="list-style-type: none"> ・排水のために傾斜が大きい箇所がある。 ・商業施設は、フロアが広いと方向がよくわからなくなる。 ・身体的な障害についてはわかりやすいが、知的障害・精神障害についてはわかりにくい。精神障害についての理解教育を推進してほしい。
聴覚障害者協会	<ul style="list-style-type: none"> ・通常または緊急時の構内放送の内容がわからない。 ・無人改札になると、インターホンでは応答できない。 ・鉄道駅の場合、「みどりの窓口」がどんどん減っているが、自動券売機は音声対応になっているため、対応できない。 ・公共施設には全て、自動字幕化機器をつけてもらいたい。 ・春日通りなどでは、自転車専用通行帯に駐車している車が多い。 ・青信号を渡る時、あとどのくらい青なのかがわからないと、渡り始めて渡れるかどうかわからない。あと何秒なのが表示してほしい。 ・受付窓口や支援を受ける際の受け入れ面接(インテーク)で対話が聞こえない。対話支援器と透明字幕表示装置、遠隔手話通訳があると良い。

参考6 地域懇談会

<実施概要>

項目	内容
目的	現行基本構想の改定に向け、現行基本構想の重点整備地区別（5地区）に、協議会の区民委員や関係団体当事者等による主要施設や交通施設等の利用状況や利用しやすさ、具体的な課題を把握する。
日程	令和7年6月26日（木） ①10：00～12：00 ②14：30～16：30
場所	文京シビックセンター21階北側2102・2103会議室
対象地区	①都心地域、下町隣接地域 ②山の手地域東部、山の手地域中央・西部
参加者	・協議会の区民委員 ・区民委員の紹介者（関係団体当事者等）等
実施方法	参加者を現行基本構想の重点整備地区別（5地区：都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）にグループ分けし（山の手地域中央、山の手地域西部は参加人数の都合上、1グループとして実施）、グループごとに意見交換を実施し、課題等を共有しました。
意見交換のテーマ	○テーマ1：バリアフリー化されてよくなった点[20分] ○テーマ2：更なるバリアフリー化が必要な点[30分] 各テーマは、重点整備地区ごとに以下の項目で整理しました。 鉄道駅／バス／タクシー／道路／信号機・横断歩道等／建築物（駐車場含）／公園／心のバリアフリー／情報のバリアフリー／その他

<地域懇談会の様子>



<結果概要>

■都心地域 【凡例 ◎良い点、△課題点、□その他】

鉄道駅	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 東京メトロ丸ノ内線 御茶ノ水駅は、エレベーター、エスカレーターが出来て上下移動が楽になった。 ◎ 地下鉄駅はホームドアが完備された。 △ 駅の無人化、省人化で窓口対応をしてもらいにくい。 △ 鉄道駅のエスカレーターを歩いて登っている人が多い。2列に並んで止まるようにしてほしい。
バス	<ul style="list-style-type: none"> ◎ バスの掲示板(運転手横)が大きくなって見やすくなった。 ◎ 都バスに低床型車両が導入された。 △ 路線がいくつかある停留所には行き先の音声による案内があると良い。
タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ◎ タクシーアプリができたことで、どこからでも乗れるようになった。ユニバーサルデザイン認定要領適合のタクシーも増えた。 △ 視覚障害者にとってタクシーアプリを使うことは困難であるが、アプリ対応のタクシーが増えたため、流し営業のタクシーを利用することが難しくなった。
信号機等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 白山通りに、音響式信号機とエスコートゾーンがついた。 ◎ 自転車専用通行帯などが整備され、安全に走れるようになった。 △ エスコートゾーンの修繕がされていなく、摩耗したままになっている所が多い。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 御茶ノ水駅とお茶の水橋周辺の歩道幅員の拡張により、人流が低密度になり、安心して歩けるようになった。 △ 道路管理者が自転車通行空間を整備する必要がある。「自転車は歩道を走るもの」という意識を変えていく必要がある。 △ 自転車がが多く、坂で加速した自転車がベビーカーの横を通り過ぎる場面をよく見かける。 △ 都道・区道の境では、視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置して欲しい。
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 文京区役所の福祉課には手話通訳もモニターもあり、聴覚障害者にとって利用しやすい。 △ 役所や銀行での呼び出し待ちの際、聴覚障害者は、呼び出し番号が表示されるモニター等をずっと見ていないとわからないため、ポケットベル(バイブレーション)があると良い。 △ 視覚障害の場合、番号札が取れない(どこにあるかわからない)。
情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> △ スマホでの情報が発展しているものの、アクセシビリティという点では課題が残る。 △ 交通状況等の放送とあわせてリアルタイム情報の字幕化が進むと良い。 △ 引越してきた視覚/聴覚障害者が案内の位置を理解しやすい取組(転入障害者への情報提供など)を実施してほしい。 □ 視覚障害者が利用する音声ナビのアプリも出てきたが、アプリに集中すると周りの音や位置感覚がなくなってしまう。視覚障害者も歩きながらの使用はやめた方が良い。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 声をかけられる機会が増えた。(視覚障害) △ 機器を利用する人が少なくともモニター等設備をなくさないでほしい。

■下町隣接地域 【凡例 ◎良い点、△課題点、□その他】

鉄道駅	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 車内のモニターで、停車駅名や案内が文字でわかる。(聴覚障害) ◎ 無人改札では券売機の前にカメラがあり、それに映すと駅員が遠隔で対応してくれるところもある。 △ 東京メトロ南北線 東大前駅は、ホームにもインターホンがあるが、耳の聞こえない人は困る。 △ 各出口にエレベーターの所在表示があると良い。
バス	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 空いている席を言葉で具体的に教えてくれるようになった。「優先席の一番前が空いています」等。(視覚障害) △ バスが斜めに停まることがあるが、手前に車が止まっていると必ずそうなる。駐車禁止ゾーンをもっと長くして、一般車が駐車できないようにして、バスが歩道に正着できるようにしてほしい。
タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 車いす用乗降場所が出来ている。 ◎ 乗務員が親切。肢体不自由者を乗降させるとき、危ないと感じたら手伝ってくれたり、声をかけてくれたりする。スムーズに乗れるようになった。
信号機等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 勤労福祉会館とコンビニの間にある信号機に、信号が変わるまでの時間のカウントダウン表示がついた(経過時間表示式信号機)。もっとほかのところにもつけてほしい。 △ 団子坂下交差点にはエスコートゾーンがないため、敷設してほしい。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自転車専用通行帯が整備された。 △ 道灌山から団子坂までの歩道の両側が狭く、また真ん中に電柱が立っているの車いすです通りにくい。視覚障害者誘導用ブロックが敷設されており、車いすやベビーカーとの共存も課題である。 △ 団子坂下交差点から谷中方面に向かう歩道がデコボコしているので整備して欲しい。
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 放送の一部は文字化されている。 △ 根津図書館では、本棚の間の通路や座るところ等が狭い。車いすの人は入れないだろう。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 日本医科大学付属病院では、車いすが乗り降りできる大きめの駐車スペースが設置されており、利用しやすかった。
公園	<ul style="list-style-type: none"> △ 防災無線の放送があっても聴覚障害者は気づけない。放送があったことがわかれば、防災アプリを開いて確認できる。
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> △ ヘルプマークを付けている人を見ても、席を譲らずに知らないふりをする人がいる。 △ 優先席でスマホを触っていて、目の前に必要とする人がいても気づかないことがあるため、啓発が必要である。 △ 心のバリアフリーについてはまだまだ理解している人は少ないと思う。ヘルプマークを使用している人も多くなっているため、今後も障害者の理解を進めていく事も大切である。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◎ コンビニに指差しシートがあり、「お箸は要りますか」等を指差しで聞いてもらえる。ガソリンスタンド等他の施設でも設置してほしい。 ◎ 歯科医院や床屋等で会話が必要な場面がある。相手の話していることがわからないため、スマホでテキスト化しているが、面倒がらないで対応してくれる。(聴覚障害) △ 夜交番に行くと無人で、「電話してください」とあるが、聴覚障害者は電話できないので困る。

■山の手地域東部 【凡例 ◎良い点、△課題点、□その他】

鉄道駅	△ 白山駅は、出入口のエレベーターに車止めがあって車いすが入りにくい。 △ 白山駅は、道路から地下鉄への出入口がわかりにくい、エレベーターの位置もわかりにくい。
バス	△ バスが正着できていないと車歩道間に段差が生じ、こども・荷物を持った老人がつかまずいて危険である。
信号機等	◎ 白山通りは、車通りが多いと音が聞こえにくかったが、音響式信号機の音量を上げてもらえて渡りやすくなった。 △ 音響式信号機は8時15分から17時までしか音が鳴らないため不便である。 △ 音響式信号機の設置箇所を増やしてほしい。
道路	◎ 工事中で視覚障害者誘導用ブロックが無くなってしまったが、都道管理者がすぐ対応してくれて敷設された。 △ 白山下～白山上に行く間の交差点は視覚障害者誘導用ブロックとエスコートゾーンを設置してほしい。現状一部設置されているが分かりにくい、不十分である。 △ 菊坂通りは、歩道がガタガタしていて歩きにくい。 △ 高齢者が道路で休憩できる場所が欲しい。
公園	△ 清和公園は、階段が狭くて危険である。

■山の手地域中央・西部 【凡例 ◎良い点、△課題点、□その他】

鉄道駅	◎ 東京メトロ有楽町線 江戸川橋駅にエレベーターが設置された。便利で使っている。 ◎ オリンピックを契機に地下鉄のホームドアがほぼ整備された。転落の危険が減り、視覚障害者だけでなく高齢者等にとっても良い。 △ 東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅は、中央大学(茗荷谷キャンパス)ができてから利用者が増えた。小学生等、駅員が改札におらず困っている人を見かけることも増えた。小学生の通学時間帯も駅員がいない。 △ インターホンのボタンは視覚障害者が見つけられない。少しでも音を鳴らしてほしいと要望しているが、音を嫌う障害もある。 △ バリアフリールートは1ルートでは少ない。ベビーカーがエレベーターに列を作ることもある。
バス	◎ 最近反転式スロープ板が増えてきており、運転手が短時間で設置している。 △ バスが正着しないために段差が発生してしまい、乗り降りが大変である。
タクシー	◎ オリンピックを契機に乗りやすい車両が増えた。 △ スマホでタクシーを予約する事が難しい人への対応が必要である。
信号機等	△ 音響式信号機がない。整備されていても周辺住民から苦情が出るため切っているそうだが、折り合いをつけた音響式信号機はできないか。 △ 渡り始めと終わりさえ認識できれば良いため、音響式信号機に大きな音は要らない。小さな音で良いから設置してほしい。

道路	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 目白通りは、整備されてきれいになった。 ◎ 音羽通りは、筑波大学附属視覚特別支援学校が近くにあるため、目の悪い方が多く通行するが、視覚障害者誘導用ブロックが整備されてよくなったと思う。 △ 視覚障害者誘導用ブロックとベビーカーの共存が課題である。視覚障害者誘導用ブロックが歩道の真ん中を通っているが、どちらかに寄せたほうが良いのではないか。 △ 自転車は自転車通行空間を通行してほしい。スピードが出ているため危ない。
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 文京スポーツセンターは、トイレがきれいに整備された。 △ 公共施設で道路からその建物に入る経路について、視覚障害者誘導用ブロックがないところがある。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 教育の森公園・占春園は、舗装が適切でベビーカー等も通りやすそう。 ◎ トイレの整備が進んできた。水栓でキレイ、使いやすい。
心のバリアフリー等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ヘルプマークが普及されてきた。娘もヘルプマークを付けていると電車で席を譲ってもらえるようになった。 ◎ バスで、車いすの固定等、運転手の手際が良くなった。 ◎ 人が多いところでは自閉症の娘は声を出してしまうことがあるが、ヘルプマークを付けていたら、好奇の目では見られなくなった。 ◎ 「どちらに行かれますか」等と声をかけてもらえるようになった。道を歩いているとも一般の方に声をかけられるようになった。(視覚障害)
情報のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 案内板の中に QR コードをつけているものが多くなった。障害のある人の情報収集に役立つ。 △ 文京区のホームページは、知りたい内容になかなかたどり着けない。すぐにたどり着けるようにしてほしい。 △ 公園の禁煙等の情報が多言語化されていない。本人がほしい情報というより、運用上等で知ってほしい情報をわかりやすく伝えてほしい。 △ 電子機器を使えない人が取り残されている。アプリ習熟の機会を提供することが重要である。 △ 障害者対応のアプリが充実すると良い。 △ インターネットで調べ物をしている時に、詳細を知りたくて電話をかけようと思っても AI チャットやメール対応のみで電話番号が掲載されない所が増え、不便を感じる。人に対応してほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 全体的にエレベーターが増えて便利になった。 △ 目白台は標高差が大きく、既にバリアになっている。最寄りの住民票等を取れる施設、図書館、交流館までそれぞれ大きな標高差を超えて移動しないといけないが、公共交通がない。手すりがついたため上りやすくなったが、高齢者はタクシーを使っている。Bーぐるの運行路線を変えてもらえないかと発案したが、却下された。公共施設に行くところくらいは対応してほしい。

参考7 用語解説

あ行

■ ICT (アイシーティ)

Information Communication Technologyの略。ICTは、情報・通信に関連する技術一般の総称で、従来頻繁に用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもの。

■ 愛の手帳

東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障害者（児）に対する社会の理解と協力を深めるために交付するもの。障害の程度によって、1度から4度に区分される。

■ アクセシビリティ

アクセス（＝目的の場所などの利用やそこへの接近）のしやすさのこと。情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、特に高齢者、障害者等が不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。

■ 移動等円滑化基準

移動等円滑化（＝バリアフリー化）のために必要なものとしてバリアフリー法に基づき主務政省令で定められた基準。旅客施設、車両、道路、信号機、路外駐車場、都市公園、建築物等に関するものがある。

■ 移動等円滑化の促進に関する基本方針
バリアフリー法第3条第1項の規定に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。（令和2年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第1号）

■ 役務の提供

バリアフリー施設や設備等の機能を十分に発揮するために、サービスを提供する事業者が施設・設備等の維持管理や、操作方法・障害者等への接遇方法の習得、サービス提供体制の確保や操作・人的対応を実施すること。令和2年のバリアフリー法改正により、公共交通移動等円滑化基準に新たに役務の提供に関する基準が定められた。

■ エスコートゾーン

視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。

■ オストメイト

人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部又は一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。

■ オストメイト対応設備

トイレ等でオストメイトが排せつ物の処理やストーマ装具の交換・装着などをするための設備であり、汚物流し台やカウンター、荷物用フック、化粧鏡、着替え台などがある。

か行

■ ガイドライン

国や自治体などが、関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したものの。

■ 輝度

ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。

■ QR コード

白と黒の四角で構成された模様 of 2次元コード。携帯電話やスマートフォンなどで読み取ることで文字情報や URL（ウェブページのアドレス）などのデータを読み取ることができる。

■ グレーチング

鋼材を格子状に組んだ側溝の蓋。

■ 経過時間表示式信号機

信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間（待ち時間及び残り時間）を表示した信号機。

■ 建築物バリアフリー条例（東京都）

「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（平成 15 年制定、令和 5 年改定）の略称。バリアフリー法に基づき東京都が定めた条例で、義務付け対象とする用途の拡大や対象規模の引き下げ、整備基準の強化について定めている。

■ 高度化 PICS（ピックス）

スマートフォン等に歩行者信号の状態を送信するとともに、スマートフォン等から青信号の延長要求ができるシステムであり、歩行者等支援情報通信システム（PICS：Pedestrian Information and Communication Systems）を高度化したものの。

■ 合理的配慮

障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くための対応を求められた場合に、負担が重すぎない範囲で対応すること。なお、「合理的配慮の提供」にあたり、障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要とされている。

■ 高齢化率

総人口に対する 65 歳以上の人口の割合。

■ 心のバリアフリー

高齢者、障害者等に対する無理解や誤解を取り除き、相手の気持ちになって考え、支え合っていくこと。また、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことや移動及び施設利用を手助けすること等の支援により、円滑な移動及び施設利用に積極的に協力すること。

■ コミュニケーション支援ボード

障害者や外国人などのコミュニケーションをとりにくい方が、自分の意志を相手に伝えるために利用する絵や図記号が示されたボード。

■ コミュニティ道路

人と車の調和を図り、歩行者等が安全かつ安心して利用できる道路。車道を蛇行させる、ジグザグにする、車道面を隆起させたハンプを設置するなど、心理的、物理的に車の速度が低下するように設計されている。

■ コミュニティバス

従来の路線バスによるサービスを補う公共交通サービスとして、自治体が関与して運行する乗合バス。生活道路など狭い道を運行するため、小型バスが使用されることが多い。

さ行

■ サイン

道路や鉄道駅、建築物などに設置される誘導表示や案内図。

■ 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロック。

■ 施設設置管理者

公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等のこと。

■ 自転車通行空間整備

自転車が安全に通行できる空間を道路上に整備（自転車道、自転車専用通行帯、路肩のカラー化や路面標示、交通規制など）すること。

■ 社会的障壁

障害者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

<社会的障壁の例>

- ・事物…通行や利用がしにくい施設、設備等（例：階段がある、通路の幅が狭く車いすが通れない、ウェブサイトが拡大・音声読み上げなどの閲覧補助に対応しておらず閲覧できない 等）
- ・制度…利用しにくい制度（例：障害があると加入できない会員規約 等）
- ・慣行…障害のある方の存在を意識していない慣習や文化等（例：講演会の申込先が電話番号しかないため、聴覚・言語障害者が申し込めない 等）
- ・観念…障害のある方への偏見など（例：障害のある方は、〇〇と思うに違いない 等）

■ 重点整備地区

バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が定めるもの。

■ 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年制定、令和3年改正）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するもの。

■ 障害の社会モデル

障害のある人が日常生活又は社会生活で受ける様々な「制限」は、障害のある人ご自身の心身のはたらきの障害のみが原因なのではなく、社会の側に、様々な障壁(バリア)があることによって生じるもの、という考え方。

■ 触知(案内)図

視覚障害者が触覚により空間認識を行うための地図。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字で表現したもの。

■ 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に、本人(15歳未満はその保護者)の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明になる。障害の等級には、障害の程度により、1級から6級がある。

■ スパイラルアップ

計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)のPDCAサイクルに基づき取組を進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。

■ 生活関連経路

生活関連施設相互間の経路(道路や通路など)。

■ 生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと。

■ 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定された障害者手帳。一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで各種サービスが受けやすくなる。手帳の有効期限は2年で、障害の程度により1級から3級がある。

■ (バスの)正着

バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。

た行

■ 東京都福祉のまちづくり条例

ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とした条例(平成7年制定、平成21年改正)。施行規則において、対象となる施設や整備基準を定めている。

■ 特定公園施設

都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場/休憩場/野外劇場/野外音楽堂/駐車場/便所/水飲場/手洗場/管理事務所/掲示板/標識などがある。

■ 特定事業

バリアフリー法に基づく基本構想に記載される事業(バリアフリー化に関する事業)で、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業及び教育啓発特定事業をいう。

■ 特定事業計画

バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、交通安全特定事業計画、建築物特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画及び教育啓発特定事業計画がある。

■ 特定車両

公共交通特定事業の対象となる路線バスや貸切バス、タクシー等の車両のこと。

■ 特定旅客施設

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上であること、又は相当数の高齢者、障害者等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設。

■ 特定路外駐車場

道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。

■ 特別支援学校

学校教育法で規定された、心身障害児を対象とする学校。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

な行

■ ニーリング

バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、乗り降りをしやすくする機能。

■ 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を地域で見守る応援者。講師役である「キャラバン・メイト」が、地域住民や職域団体・学校等を対象に、認知症の基礎知識やサポーターとして何ができるかを学ぶ「認知症サポーター養成講座」を随時開催している。

■ 認知症基本法

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(令和6年1月施行)の略称。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定され、基本理念や認知症施策推進基本計画、基本的施策などについて定めている。

■ ノンステップバス

乗降部に階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際はスロープ板などを出す。ノンステップバスにおける乗降口床面の高さは270mm以下とされている(公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン)。

は行

■ ハード・ソフト

ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。ソフトとは人、システム、制度などに主に運用に関するもの。

■ パブリックコメント

行政が計画を策定する際に、あらかじめ計画の原案を公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

■ バリアフリー

障害者などが社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、すべての障壁を含む。

■ バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づき、区市町村が、当該区市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区(重点整備地区)について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して定める構想。

■ バリアフリー対応型信号機

音響式信号機、経過時間表示式信号機、歩行者感应制御信号機、青延長用押しボタン付き信号機(高齢者等感应式信号機)を総称したもの。

■ バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年施行)の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。平成 30 年、令和 2 年に改正が行われた。

■ PDCA サイクル

⇒「スパイラルアップ」の項を参照。

■ バリアフリーマップ

地方公共団体、地域団体等が地域におけるバリア又はバリアフリー情報を収集し、印刷配布・ウェブ上での公表その他の方法により一般に公開しているもの。

■ ピクトグラム

「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号(サイン)の一つ。

■ 福祉タクシー

道路運送法第 3 条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。

■ 「文の京」総合戦略

区が解決すべき主要課題を明らかにした「重点化計画」で、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画（令和6年3月策定）。

■ 文京区都市マスタープラン

都市計画法第18条の2により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、長期的な視点にたつて、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにし、都市計画の方針及びまちづくりのガイドラインとしての役割を果たすもの。『文京区都市マスタープラン2024』P3参照

■ ホームドア・可動式ホーム柵

駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切り。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。可動式ホーム柵は高さが床面から腰高程度のタイプ。

や行

■ ユニバーサル社会

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会。

■ ユニバーサル社会実現推進法

「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年制定）の略称。障害の有無、年齢などにかかわらず、すべての国民が尊重され、自立した社会生活を送れる「ユニバーサル社会」の実現を目指し、関係施策を総合的・一体的に推進することを目的としている。

■ ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、国籍、言語、文化などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいような都市や生活環境をデザインする考え方。ユニバーサルデザインとは何か、を説明するにあたっては、ロナルド・メイスらがまとめた7つの原則（①公平性の原則、②柔軟性の原則、③単純性と直感性の原則、④安全性の原則、⑤認知性の原則、⑥効率性の原則、⑦快適性の原則）がよく用いられる。

■ ユニバーサルデザインタクシー

健康な方はもちろん、車いす使用者、ベビーカー利用者、高齢者、妊娠中の方など「誰もが利用しやすいタクシー」のこと。

ら行

■ 路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。

わ行

■ ワークショップ

一方的な情報提供でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で問題解決や創造を行う場、又はその活動手法のこと。

文京区バリアフリー基本構想

令和8(2026)年3月

発行／文京区

編集／都市計画部

〒112-8555

東京都文京区春日一丁目16番21号

電話 03-3812-7111 (代表)

本書で用いている地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：7都市基交測第169号）して作成した。地図の著作権は東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。無断複製を禁ずる。

印刷物番号 H0125015

頒布価格 1,400円

